と併せて「未確定更生債権等」という。）は、会社更生法151条１項本文に規定する異議等のある一般更生債権で、その確定手続が終了していないものである。

第２節　未確定更生債権等の措置

第１　未確定更生担保権

１　確定前の取扱い

未確定更生担保権については、確定するまでの間、弁済を実施しない。また、未確定更生担保権を有する債権者が、他に未確定更生債権等を有する場合は、当該債権者が有する全ての未確定更生債権等が確定するまでの間、当該債権者に対し、弁済を実施しない。

２　確定後の取扱い

未確定更生担保権が確定したとき（前記１後段の場合には、当該債権者が有する未確定更生債権等の全てが確定したとき）は、更生担保権として確定した額については、第３章第１節（ただし、同節第１から第３のいずれの種類にも該当しないものについては、その性質に反しない限り同節第１の定めを準用する。）及び第４節の定めを、一般更生債権として確定した額については、第３章第３節及び第４節の定めを、それぞれ適用する。

ただし、更生担保権として確定した額の弁済期は、第３章第１節及び第４節で定められた弁済期と未確定更生担保権が確定した日から１か月後の日が属する月の末日のいずれか遅い日とする。一般更生債権として確定した額の弁済方法については、後記第２、２による。

なお、未確定更生担保権のうち、確定した額について、利息・損害金等は付さないものとする。

第２　未確定一般更生債権

１　確定前の取扱い

未確定一般更生債権については、確定するまでの間、弁済を実施しない。また、未確定一般更生債権を有する債権者が、他に未確定更生債権等を有する場合は、当該債権者が有する全ての未確定更生債権等が確定するまでの間、当該債権者に対し、弁済を実施しない。

２　確定後の取扱い

未確定一般更生債権が確定したとき（前記１後段の場合には、当該債権者が有する未確定更生債権等の全てが確定したとき）は、第３章第３節及び第４節の定めを適用する。

ただし、弁済期については、第３章第３節及び第４節で定められた弁済期と未確定一般更生債権が確定した日の１か月後の日が属する月の末日のいずれか遅い日とする。

なお、未確定一般更生債権のうち、確定した額について、利息・損害金等は付さないものとする。

第６章　弁済資金の調達方法等

第１節　弁済資金の調達方法

更生担保権、優先的更生債権及び一般更生債権の弁済資金は、スポンサーからの出資金等、保有する現預金、所有資産の換価代金及び更生会社の営業活動から生じる収益等により調達する。

第２節　予想超過収益金の使途

予想を超過する収益金は、本更生計画の遂行上必要な運転資金及び設備投資に使用する。

第７章　担保権の措置

第１節　存続する担保権

第１　売却対象船舶に係る担保権

別表11「存続する担保権一覧表（船舶）」記載の各担保権は、更生計画認可決定後も、別表11「存続する担保権一覧表（船舶）」の「新しい債権額」欄記載の限度で存続する。

別表11「存続する担保権一覧表（船舶）」記載の各担保権は、被担保債権である更生担保権が完済されたとき、当該担保権の目的である船舶を管財人が売却その他の処分をすることについて裁判所の許可を得て売却その他の処分をしたとき、担保権者が担保権を放棄したとき、又は、担保権者が当該船舶を代物弁済により譲り受けたときに、消滅する。この場合、担保権者は、消滅した担保権について登記の抹消手続をするものとし、管財人から要請があった後、２週間以内に、当該担保権設定登記又は登録の抹消手続に必要な一切の書類を管財人に交付しなければならない。

また、別表11「存続する担保権一覧表（船舶）」記載の各担保権は、当該担保権の目的である船舶について競売手続によって換価された場合には、民事執行法その他適用のある法令（外国の法令を含む。）の規定に従い消滅する。

第２　リース物件に係る担保権

別表12―１「存続する担保権一覧表（リース）」記載の各担保権は、更生計画認可決定後も、リース期間満了日までの間、別表12―１「存続する担保権一覧表（リース）」の「新しい債権額」欄記載の限度で存続する。

管財人は、リース期間満了日までの間、引き続きリース物件を使用することができる。

第３　預金に係る担保権

別表13「存続する担保権一覧表（預金）」記載の各担保権は、更生計画認可決定後も、別表13「存続する担保権一覧表（預金）」の「新しい債権額」欄記載の限度で存続する。

別表13「存続する担保権一覧表（預金）」記載の各担保権は、被担保債権である更生担保権が完済されたとき、又は、担保権者が担保権を放棄したときに、消滅する。

第２節　未確定更生担保権が確定した場合の措置

別表15「未確定更生担保権一覧表」記載の債権者について、当該債権者の未確定更生担保権が確定した場合、担保権は、存在が確定した更生担保権額の限度で存続し、担保権の種類に応じて本章第１節の規定に従い消滅する（ただし、本章第１節第１から第３のいずれの種類にも該当しないものについては、その性質に反しない限り同節第１の定めを準用する。）。担保権消滅のための手続及び担保権の目的物の取扱いについても、担保権の種類に応じて本章第１節の規定を適用する。

第３節　存続しない担保権

更生会社の財産上に存する担保権（準拠法が日本法か否かを問わない。）で、本章第１節又は第２節に定めのない担保権（以下「存続しない担保権」という。）は、更生計画認可決定時に全て消滅する。

存続しない担保権に係る担保権者は、当該担保権について担保権設定登記又は登録がある場合は、当該設定登記又は登録の抹消手続をする。

この場合、存続しない担保権に係る担保権者は、管財人から要請があった後、２週間以内に、当該担保権設定登記又は登録の抹消手続に必要な一切の書類を管財人に交付しなければならない。

第４節　保険

更生会社が確定更生担保権に係る担保権の目的である財産を目的として更生計画認可決定時に締結している保険契約について、当該確定更生担保権に係る債権者が当該保険契約に係る請求権について譲渡担保を併せ有する場合には、当該確定更生担保権の限度で、当該保険契約（保険期間満了後に更新された保険契約を含む。）に係る請求権についての譲渡担保は存続する。

上記譲渡担保は、対象となる保険契約の目的である財産に係る担保権が消滅した場合に消滅する。

第８章　更生会社の措置

第１節　資本金の額の減少

第１　更生会社の資本金の額を以下のとおり減少する。

減少する資本金の額

11,432,700,000円

第２　効力発生日

資本金の額の減少は、更生計画認可決定日に、その効力を生ずる。

第２節　株主等の権利の変更（更生会社による全株式の取得及び消却）

更生会社は、本章第３節の定めに従って発行される募集株式発行に先立ち、募集株式に係る金銭の払込みがさ